

旭 助 第 5 0 7 号
令和5年8月10日

医療機関 各位

旭 川 市 長 今 津 寛 介
(子育て支援部子育て助成課担当)

小児慢性特定疾病医療意見書のオンライン登録にかかる
システム改修等所要額調査について（照会）

日ごろ，本市子育て支援行政に深い御理解と御協力を賜り，厚くお礼申し上げます。

さて，厚生労働省においては，医師・自治体双方の負担軽減等を図るため，診断書（指定難病は「臨床調査個人票」，小児慢性特定疾病医療は「医療意見書」）のオンライン登録の実施に向け，準備が進められています。

「オンライン登録」とは，医療機関及び自治体が国の難病・小慢データベースにインターネット環境下でアクセスし，診断書の内容や医療費助成認定結果等を直接登録できるようにするものです。オンライン登録に必要なシステム環境整備*の経費については，国の補助対象とされていることから，本市においても市内医療機関向けの補助事業（補助金交付）を実施します。

つきましては，別紙概要及び市ホームページを御参照いただき，8月25日（金）までに FAX又はメールにてご回答くださいますようお願いいたします。

なお，診断書のオンライン登録は現時点で義務化されたものではありません（現行の方法（手書き又は院内システムによる診断書の作成）は併用されます）。各医療機関において導入の可否をご検討ください。

※申請しない場合は連絡不要です。

※令和5年11～12月頃にも調査がある予定です。

【提出・問い合わせ先】

旭川市子育て支援部子育て助成課
小児慢性特定疾病担当

電話：0166-25-6446（課直通）

FAX：0166-26-5722

Mail：kosodatejosei@city.asahikawa.lg.jp

＊国データベース利用のためのシステム環境整備の概要

(厚労省提供の本表及び表中の別添資料については、市ホームページに掲載します。)

No.	ご対応事項	必要となるタイミング	備考
1	PC端末・プリンタ用意	次期DB利用開始時に必要	医療機関での必要台数をご用意ください。 PC：臨个案・意見書の登録に必要となります。(別添_医療機関向け_難病小慢DB更改に関する周知(詳細)_2023年7月版を参照下さい。) プリンタ：臨个案・意見書のプリントアウト時に必要となります。上記PCと接続できるA4での印刷が可能なプリンタ。
2	ネットワーク環境の整備	次期DB利用開始時に必要	次期DBへの接続に必要となります。(※2)(別添_医療機関向け_難病小慢DB更改に関する周知(詳細)_2023年7月版を参照下さい。)
3	院内システムからの出力機能の改修	登録方法(※1)パターン2及び3の利用開始時に必要	対応いただける場合、ご利用のベンダ様にご相談ください。(別添_医療機関向け_難病小慢DB更改に関する周知(詳細)_2023年7月版 3. 院内システムの改修要件を参照ください。)
4	院内システムのチェック機能の改修	登録方法(※1)パターン2及び3のうち、②院内システムチェック機能を導入する場合に必要	対応いただける場合、ご利用のベンダ様にご相談ください。(「院内システムベンダ向けチェックツール仕様」一式を参照ください。)
5	臨个案・意見書様式変更に伴う院内システムの改修	臨个案・意見書変更後様式の公表から1年以内	新システムのリリース等に伴い、臨个案・意見書様式が変更となります。対応時期等については、ご利用のベンダ様にご確認ください。(次期DBの利用に関わらず改修が必要)
6	院内セキュリティポリシーの確認	次期DB利用開始時に必要	院内ネットワーク⇔インターネット接続環境間のデータのやり取りのルールのご確認が必要となります。 インターネット環境からの脅威防御対策の実施が必要となります。 ※詳細は「5－6. 補足資料」「各医療機関のセキュリティポリシーに則りご確認頂く事項」をご確認下さい。

※1 登録方法 → 「5－5. 補足資料」参照。

※2 「4. 提供資料」「別添_医療機関向け_難病小慢DB更改に関する周知(詳細)_2023年7月版」参照。

＊旭川市公式ホームページ URL (小児慢性特定疾病医療費助成のページ)

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/145/p004655.html>

又は

市公式ホームページ TOP の検索に「004655」と入力



「12 医療機関の皆様へ」内をクリック

医療機関オンライン化支援事業（補助対象事業）について

1 補助事業名

医療機関オンライン化支援事業

2 補助対象者

小児慢性特定疾病指定医が勤務する市内の医療機関

（本事業について過去に補助金交付を受けている場合又は難病で補助金交付を受けている場合は対象外です。）

3 補助内容（1 医療機関あたりの上限：50,000 円）

(1)対象経費

診断書のオンライン登録に対応するために必要となる経費（パソコン購入に係る経費，院内システム改修費 等）

※本市から補助金の決定通知を受ける前に支出した経費については補助金の交付対象外です。

(2)交付額

ア 基準額 100,000 円

イ 補助率 二分の一

ウ 算定方法

対象経費の実支出額と基準額（100,000 円）を比較して少ない方の額に，1/2 を乗じた額を 1 医療機関あたりの補助金交付額とします。（上限 50,000 円／1 医療機関）

【例①】支出額 150,000 円 →基準額を選定→ $100,000 \text{ 円} \times 1/2 = \text{補助金 } 50,000 \text{ 円}$

【例②】支出額 80,000 円 →実支出額を選定→ $80,000 \text{ 円} \times 1/2 = \text{補助金 } 40,000 \text{ 円}$

4 申請に関する手続きの流れ

旭川市から厚生労働省へ申請予定の医療機関及び所要額を報告し，同省より旭川市が交付の内示を得てから，旭川市へ申請していただくことになります。

なお，厚生労働省から旭川市が交付の内示を受け次第，回答いただいたメールアドレス宛てに，結果やその後のお手続きについてご連絡する予定です。

※厚生労働省における予算措置の状況によっては，調査に回答いただいたとしても補助金を交付できない場合があります。

※同一医療機関で難病と小慢の両方で申請をした場合は，難病が優先となります。

※本事業は国からの予算措置が続く限り継続する予定ですが，次年度以降の国における予算措置については現時点で未定です。

ご質問がある場合はホームページ掲載の「問い合わせシート」にご入力いただき，メールにて送付願います。（※国へ照会し，国からの返答があり次第，医療機関へ回答を送付いたします。）